

## 新職務発明制度における手続事例集について

### 1. 新制度の概要

原則として、使用者等と従業者等が自主的に取り決めた対価を「相当の対価」として裁判所でも尊重。

ただし、自主的に取り決めたところにより対価を支払うことが不合理であってはならない。

この不合理性の判断は、対価を取り決める際の手続面を重視して行う。

### 2. 事例集の内容

各使用者等と各従業者等が自主的に対価を取り決める場合において、具体的な手続を行う際に生じる様々な疑問に答えられるよう、参考としていただけるような事例集を作成する。

具体的には、対価を決定するための基準の策定に際して行われる使用者等と従業者等との間の協議や、当該基準の開示、対価の額の算定についての従業者等からの意見の聴取などに係る様々な具体的なケースについて、それらが不合理性の判断においてどのように評価されるのか、又は不合理と判断されないためにはどのようにすることが望ましいかなどを例示。

さらに、これまで明文の職務発明規程を整備していなかった中小企業などに配慮して、具体的な規程の条項を例示。

### 3. スケジュール（案）

H16.6.22	第16回特許制度小委員会	事例集骨子について検討
H16.7中	第17回特許制度小委員会	事例集素案について検討
H16.8上	第18回特許制度小委員会	事例集案について検討
H16.8		事例集を公表
H16.秋～冬		事例集を用いて、全国で説明会を開催